

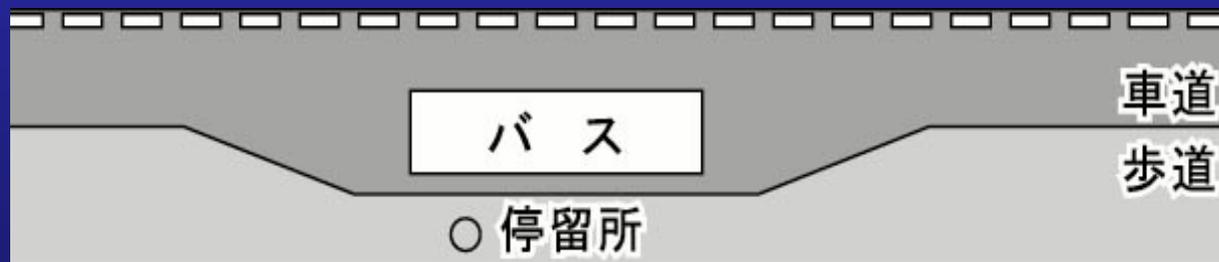
第9章 道路の附属施設

9-4 自動車駐車場等

■バス停留所の構造

- ・第3種,第4種の道路で,乗降のため本線の交通流を乱すおそれのない場合
→本線の外側車線を使用したバス停留所の設置が可能
- ・標準的なバス停留所構造 (バスベイ型,テラス型,ストレート型)

バスベイ型



テラス型

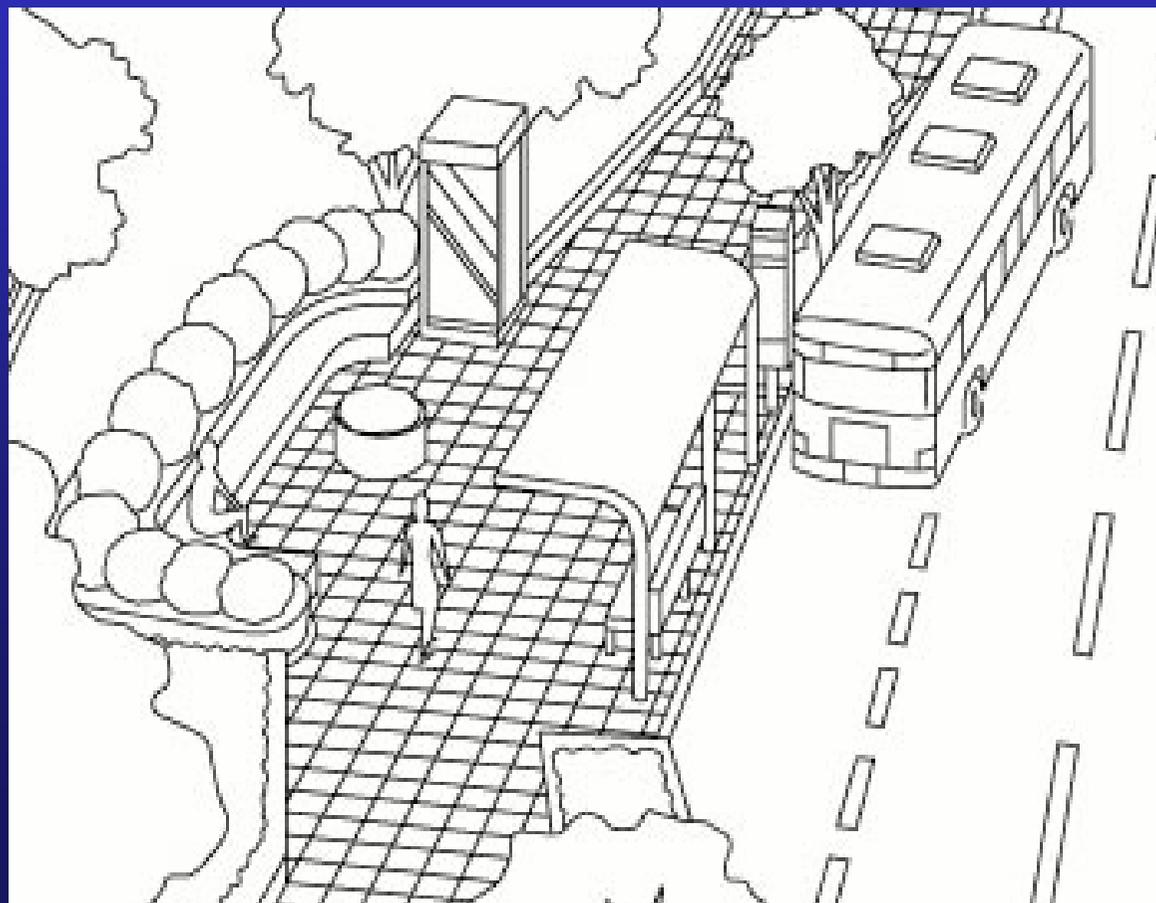


第9章 道路の附属施設

9-4 自動車駐車場等

■バス停留施設に設ける附属施設

- ◇バス停留施設には、ベンチおよび上屋の設置が望ましい
→設置に必要な幅員を歩道等の有効幅員に加える



第9章 道路の附属施設

9-4 自動車駐車場等

■非常駐車帯の配置

◇高速自動車国道における調査結果

- ・設置間隔が500m程度

→500mよりも短い区間と比較しても路肩停止状況にほとんど相異なし

- ・設置間隔が500m以上

→路肩停止率が増加

維持管理面でも作業効率が低下

◇第1種の道路の非常駐車帯設置間隔

→500mを標準とする

第9章 道路の附属施設

9-4 自動車駐車場等

■非常駐車帯設置にあたっての配慮事項

◇以下のような停止頻度が高い箇所に設置するとよい

停止頻度の高い箇所

- ・橋梁およびトンネル直前直後の土工部
- ・平面曲線半径1,000m未満の曲線区間
- ・縦断勾配4%を超える上り勾配